

## 第2 削除請求の根拠

### 1 人格権・著作権等の侵害と差止請求

インターネット上に発信された情報などの削除を請求するためには、一般的に、人格権に基づく差止請求権が発生しているといえることや、著作権侵害や商標権侵害等があり差止請求権が発生していること（著作112、商標36）が必要になります。

著作権法や商標法など法律により根拠が定められているものであれば、その要件も明確ですが、人格権に基づく差止請求権については、その明文の規定が存在しておらず、これまでの判例・裁判例の集積により、これが認められることが明らかとなっています。

すなわち、北方ジャーナル事件（最大判昭61・6・11民集40・4・872）において、「人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である」とされ、また、国道四三号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等事件控訴審判決（大阪高判平4・2・20判時1415・3）において「人は、平穩裡に健康で快適な生活を享受する利益を有し、それを最大限に保障することは国是であって、少なくとも憲法13条、第25条がその指針を示すものと解される。かかる人格的利益の保障された人の地位は、排他的な権利としての人格権として構成されるに値するというべき」と判断し、人格権を差止請求権の法的根拠とすることができることを明らかにしています（なお、同事件の最高裁判決（最判平7・7・7民集49・7・1870）はこの控訴審の立場を黙示に是認しているとするのが素直であると評されています。）。

人格権侵害があると差止請求権が発生するとされる理由は、人格権には排他性があるからだと説明されますが、この点で人格権は物権的請求権に類似するといわれます。

なお、差止請求はしばしば不法行為と混同されるところであり、不法行為一般の効果として、あるいは民法723条の名誉回復処分として差止請求が認められるという考え方もあります。しかし、そもそも不法行為一般の効果として認められておらず、また、民法723条で構成すると、故意・過失といった主観的要件が問題になり、主観的要件を問題としない人格権侵害に基づく差止請求権として構成するのに比べ、要件が加重されることになるため、このように考える実益はないといえます。

ただし、人格権侵害を差止めの法的根拠と考えたととしても、差し止めることにより他の権利（表現の自由や知る権利など）を制限することになり得るため、侵害があれば無条件に差止めが認められるというものではなく、受忍限度を超える場合に差止めが認められることになります。

## 2 名誉権

### (1) 「名誉」の概念

名誉概念は、一般的に内部的名誉、外部的名誉、名誉感情（主観的名誉）の3つに分類されるのが通常です。内部的名誉とは、客観的にその人の内部に備わっている価値そのものであり、外部的名誉とは、その人に対する社会的な評価のことであり、名誉感情とは、自分自身の有する価値に対する評価を指すとされます。

名誉権における「名誉」とは外部的名誉を指すというのが確立した考え方であり、「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価」を指すとされます（最大判昭61・6・11民集40・4・872 [北方ジャーナル事件]）。名誉権の侵害とは、ごく簡単にいえば社会的評価の低下をもたらすものを指すということになります。

名誉権は企業などの法人にも当然に認められます。法人も社会の中で活動する存在ですので、社会的評価の対象になるからです。この点に関して、最高裁昭和62年4月24日判決（民集41・3・490）は、「言論、出版等の表現行為により名誉が侵害された場合には、人格権としての個人の名誉の保護（憲法13条）と表現の自由の保障（同21条）とが衝突し、その調整を要することとなるのであり、この点については被害者が個人である場合と法人ないし権利能力のない社団、財団である場合とによつて特に差異を設けるべきものではない」としています。

### (2) 社会的評価の低下の判断方法

社会的評価の低下の有無は、「一般読者の普通の注意と読み方を基準」として判断するとされます（最判昭31・7・20民集10・8・1059）。これは記事がどのような事実を摘示しているかを「一般読者の普通の注意と読み方」を基準に解釈するということと、それに基づく意味内容について、社会的評価を低下させるものかどうかを「一般読者」の立場で判断するということの2つの意味があると解されています。

そして、一般読者とはどのような者を指すのかが問題になりますが、この点は一定の前提知識を持った者を指すというのが通常理解です。しばしば、プロバイダ側は一般読者が何の前提知識も持たない国民一般を指すという前提で主張をしますが、ウェブサイトの読者として相応の前提知識を有し、記載内容について投稿の趣旨を理解できる範囲の者を指すため、注意を要します。

### (3) 更なる社会的評価の低下の有無

社会的評価の低下があれば、一応名誉権侵害が成立し得ることになります。しかし、プロバイダ側などからは、しばしば既に当該人物については社会的評価が低下しており、当該投稿により社会的評価の低下があったものではないといった趣旨の主張を受

## 2 過去の犯罪報道が拡散されているという事例

### 相談内容

私の夫の名前で検索すると、わいせつDVDの販売で逮捕されたという検索結果がたくさん表示されます。これを消すことはできますか。

キーワード	犯罪報道 逮捕歴
ウェブサイト	2ちゃんねるコピーサイト レンタル掲示板 ブログ
目的	投稿記事削除
請求の相手方	サイト管理者
手続	任意請求 仮処分
法律構成	更生を妨げられない利益
依頼者の属性	個人

### 相談フェーズ

#### 相談者から聴取する事項・調査事項

#### 1 逮捕報道に表示されている人の氏名

逮捕報道の削除という事案では、そもそも消せるのかどうか疑問に思っている人が多いため、最初の相談段階では、自分の名前を明らかにしなかったり、逮捕報道された人の友人・知人・近親者を名乗る人が相談に訪れることが珍しくありません。

実際にどのような検索結果が表示されるのかを確認する必要があることから、まずは、逮捕報道に表示されている人物の氏名の漢字表記を聴き取る必要があります。もちろん、本人以外からの相談の場合には、以後、本人から事情を聴き取らねばなりません。

まれに、同姓同名の他人の犯罪報道が迷惑なので消したいという相談もありますが、これは相談者の権利を侵害していないため、原則として削除は困難です。

期間は満了していなくても、満期出所ないし仮出所する事案はあり、その場合、公衆の正当な関心が薄れていない、として削除請求を認めないのか、上記ノンフィクション逆転事件判決のいうように、「服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待され」「更生を妨げられない利益」を有するのかは、判断が分かれるところと思われます。

なお、上記①～④は、法的措置をとる場合の考え方であり、メール等で任意の削除請求をする場合には、より緩やかな基準で削除に応じてもらえる場合もあります。

<聴取・確認事項まとめ>

- ① 逮捕報道に表示されている人の氏名
- ② 何年前の事件か
- ③ 何罪での逮捕か
- ④ 刑事事件の処分内容

#### 4 サイト調査

たとえ犯罪報道からの時間経過が短い場合でも、全く削除できないという訳ではありません。サイト管理者のポリシーによっては、柔軟に対応してもらえるケースもあります。そのためにも、サイト調査は必要です。

まず、相談者としては、検索サイトで自分の名前を検索すると、多数の犯罪報道が出てくることを問題としているのですから、同じように、検索サイト(Google、Yahoo!等)を使って、相談者の名前で検索してみましょう。場合によっては、「名前+住所」「名前+職業」「名前+会社名」というように、相談者の属性を追加キーワードとして検索してみることも有用です。特に、同姓同名の人物が多そうな名前であれば、住所、職業、会社名といった属性を追加することにより、同定可能性を補強することもできます。

検索結果の何ページ目まで見ればよいのかについては、相談者に確認するのがよいでしょう。Googleの場合、検索結果は1,000件まで表示される仕様になっています。そのため、1ページに10件の検索結果を表示する設定であれば、検索結果は100ページまで存在することになります。したがって、プログラム処理でもしなければ、100ページ全てを確認することは困難と予想されます。

検索結果を並べてみると分かりますが、記事は、マスメディアのニュースサイトに

はあまり表示されていません。というのも、マスメディアは昨今の忘れられる権利の議論をも踏まえ、一定期間経過後には、自主的に記事を削除しているためです。

それゆえ、多くの場合、検索結果として出てくるのは、2ちゃんねる及びそのコピーサイト、まとめサイト、犯罪報道を収集している個人のブログ、探偵会社の情報提供サイト、レンタル掲示板、といったものになります。

## 対応方針の検討

### 1 手続・法的構成の仮検討

#### (1) 記事が2ちゃんねる (2ch.net) にある場合

メールによる削除依頼を検討します。同サイトの説明によると、犯罪報道の削除には裁判所の削除仮処分決定が必要、とありますが、メールによる削除請求により削除してもらえるケースもあります。

#### (2) 記事が2ちゃんねる (2ch.sc) にある場合

運営会社であるシンガポール法人パケットモンスター社を債務者とする削除仮処分決定が必要になります。

#### (3) 記事が2ちゃんねるのコピーサイトにある場合

メールによる削除依頼、ウェブフォームによる削除依頼、サーバー管理会社に対する送信防止措置依頼書の送付、といった手段をとります。

#### (4) 記事がレンタル掲示板や個人のブログ等にある場合

サイト運営会社への送信防止措置依頼書の送付によります。

#### (5) 記事が海外サイトにある場合

Twitterなどの大手サイトの場合であっても、削除仮処分決定が必要となるのが通常です。

管理者が不明であれば、少なくとも検索結果だけは消せるよう、検索サイトに対する削除請求を検討します。

#### (6) その他

記事が犯罪情報収集サイトのような、「犯罪報道の公表」に一定のポリシーを持っているサイトの場合、任意の削除請求には応じてもらえないことが多く、その場合は、削除仮処分命令申立などにより、裁判所の判断を求めることになります。

また、削除対象記事が多数あり、サイトに応じて、メール、ウェブフォーム、送信防止措置依頼書、削除仮処分命令申立、といった手続を全て実施すると、相談者の費用負担が相当高額になることも考えられるため、場合によっては、記事本体の削除請

#### 4 立証の検討

裁判手続において疎明資料、証拠として提出するために、不起訴であれば「不起訴処分告知書」、有罪判決であれば「判決謄本」が必須です。

もっとも、長期間経過後に削除したいと相談に訪れるわけですから、そのような書面がもう手元にないことも多く、さらに、そもそも不起訴処分告知書など受け取っていない、というケースもあります。

そのため、削除仮処分命令申立をする前段階として、これらの書面を担当の地検・区検から取り寄せる必要があります。

不起訴処分告知書を取り寄せる委任状には、①被疑者名、②被疑者の生年月日、③逮捕罪名、④担当警察署を記載して事件を特定します。

判決謄本を取り寄せる場合、検察庁は、裁判所の事件番号では書類を管理していないため、刑事の事件番号（裁判所の事件番号）では特定できません。そのため委任状には、①被告人名、②被告人の生年月日、③起訴罪名、④担当裁判所、⑤判決日を記載して事件を特定します。

詳細な情報が分からない場合は、担当の地検・区検に電話し、分かる限りの情報を伝え、事件記録を探してもらう、ということも可能です。

なお、代理人による請求は認めず、必ず本人が取りに行かねばならないという地検もあるため、注意が必要です。

次に、裁判手続では「更生」「削除の必要」を疎明、立証するために、本人の陳述書等が必要となります。聴き取った内容から、①同定可能性の点、②犯罪報道された事件の経緯、③刑事処分の結果、④処分後の更生状況、⑤削除しなければならない必要性の5点について記載するようにしてください。

そのほか、職場の同僚、知人などによる陳述書、社会貢献活動を示す資料などがあれば補強材料となります。

#### 事案の要点整理

メールでの相談受付後、相談者から聴き取った必要事項を総合した事案の要点は以下のとおりです。

- (1) 東京都〇区に居住するX(当時35)は、5年前、わいせつDVD販売(わいせつ物頒布罪(2年以下の懲役、250万円以下の罰金又は科料)の嫌疑で逮捕され実名報道された。

- (2) 刑事裁判では懲役1年執行猶予3年の判決を受けたが、裁判の様子や刑事の判決内容について報道するメディアはなかった。
- (3) インターネットには、報道記事をコピーした記事が現在でも残っており、2ちゃんねるのコピーサイト2つと、レンタル掲示板、ブログ各1つだと判明した。
- (4) Xは、事件後にビデオ店の経営を辞め、一般企業に勤務しているが、検索されて逮捕歴を知られると退職勧奨を受けるのではないかと心配している。妻や幼い子供もいるが、既に40歳であり、再就職は難しいだろうと考えている。

存在する証拠は以下のとおりです。

- ① インターネットに残る実名報道記事の印刷物
- ② 刑事事件の判決謄本
- ③ 更生した生活を送っている事実が記載された陳述書

## 実際の業務フェーズ

### 1 2ちゃんねるコピーサイト

2ちゃんねるコピーサイトの多くは、メールや削除依頼ウェブフォームによる削除請求を受け付けています。サイトの中で削除依頼へのリンクを探し、メールの送信先、削除依頼の送信フォームを探します。

コピーサイトの管理者は、個々の投稿について利害関係を有していないので、事務的に淡々と削除依頼を出せば足りることが通常です。

ただし、「自分は依頼者Xの代理人弁護士であり（登録番号〇〇）、Xに代わって貴殿に通知する」「〇日以内に削除しなければ、損害賠償請求、刑事告訴といった法的措置も辞さない」といった表現は逆効果です。

#### 【メール記載例】

件名：削除依頼

削除ご担当者様

突然のご連絡にて失礼をいたします。

私は東京都〇区にて弁護士をしております削除太郎と申します。

以下の記事について、削除をお願いしたご連絡いたしました。

お忙しいところ勝手なお願いにて大変恐縮ですが、何卒よろしく願いいたします。

<請求内容>

対象URL <http://www.〇〇〇.net/hanzai/112233450/>

番号 45、50

<削除依頼の理由>

上記投稿に記載の犯罪報道は、依頼者に関するものです。依頼者はこの事件について懲役1年執行猶予3年の判決を受けましたが、既に事件から5年が経過しており、執行猶予期間も満了しています。執行猶予期間が満了すると、刑の言渡しは効力を失うとされています（刑法27条）。

そのため、このような犯罪報道が掲載され続けることは、本人のプライバシー権、更生を妨げられない利益を侵害するものです。

つきましては、上記対象について削除いただきますようお願いいたします。

## 2 レンタル掲示板・ブログ

レンタル掲示板・ブログの場合は、運営会社に対し、テレサ書式による送信防止措置依頼書を作成し、送付します。「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」のものを使用します。運営会社の住所・名称については、サイト内に記載されていることが多いと思われます。

送信防止措置依頼書を送ると、レンタル掲示板運営会社から、当該掲示板を借りている人物へ、また、ブログ運営会社から当該ブロガーへ転送されることも珍しくありません。これは、運営会社が自らの判断で消すより、掲示板を借りている人やブロガーに消してもらうのが筋だと考えているためです。

したがって、「権利が侵害されたとする理由」の部分は、上記メールや削除依頼ウェブフォームの場合と同様、シンプルに記載するのがよいでしょう。

### 【侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書（抜粋）】

掲載されている場所	<a href="http://www.〇〇〇.net/hanzai/112233450/">http://www.〇〇〇.net/hanzai/112233450/</a>
掲載されている情報	「警視庁は10日、東京都〇区に住むビデオ店経営者X(35)をわいせつ物頒布罪の容疑で逮捕した。」
侵害されたとする権利	人格権



## 5 自社サイトのコンテンツがコピーされた事例

### 相談内容

当社が運営している会員向け有料サイトの記事を丸ごとコピーしているブログがあります。広告収入目当てのアフィリエイトサイトのようなのですが、有料の記事を無料で公開されてしまっただけではビジネスが成り立たなくなってしまいます。相手を突き止めてやめさせることはできないでしょうか。

キーワード	コンテンツのコピー
ウェブサイト	livedoor Blog
目的	削除 発信者情報開示
請求の相手方	LINE株式会社
手続	任意請求
法律構成	著作権侵害
依頼者の属性	法人

### 相談フェーズ

#### 相談者から聴取する事項・調査事項

##### 1 コピーして作成されたという問題のブログ記事

相談者のサイトのコンテンツをコピーしているというブログについて、そのURLを確認することが重要です。コピーされている実際のブログのURLを確認することで、問題のブログシステムの管理者や法的対処ができるか否かを判断することが可能になります。

##### 2 コピーされた相談者サイトの記事

コンテンツがコピーされているという相談であるため、本当にコピーされているといえるのか、コピーの範囲、程度はどの程度なのかを判断するためにも、コ